

兵庫県臨時的任用職員（東京事務所）採用試験案内

◎重要なお知らせ

やむを得ない事情により試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。
変更内容については、兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でお知らせしますので、随時ご確認をお願いします。

- ◇受付期間 令和 8 年 9 月 28 日（月）～令和 8 年 10 月 6 日（火）17 時[必着]
◇試験日 令和 8 年 10 月 8 日（木）
◇勤務場所 兵庫県東京事務所（都道府県会館 1 3 階）

1 募集職種・予定人員・職務内容

職 種	予定人員	職 務 内 容
総合事務職	1 名程度	東京事務所で行う総合行政事務 （兵庫県の観光物産情報等の発信（SNS含む）、県に関わりのある団体との交流イベントの運営等）

2 任用期間

任用区分	任用期間
臨時的任用職員	令和 8 年 10 月中旬～令和 9 年 3 月 31 日まで（予定）

3 臨時的任用職員採用試験について

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 3 の規定に基づき臨時的に任用するもので正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、臨時的任用職員として採用されます。
- (3) 任用期間は 6 月の範囲内とします。
- (4) 任用期間の満了の日をもって、身分を失います。また、任用期間の中途において、死亡した場合は死亡した日、自己の都合により退職する場合は任命権者が承認した日をもって、身分を失います。
- (5) 臨時的任用職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者（総合事務職に限ります）

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者

●拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

●兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

●日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

(2) Word、Excel、PowerPoint、ホームページ作成等のパソコン操作ができる方

5 申込方法

(1) 申込方法

ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。

イ 自己 P R カードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。（受験申込書及び自己 P R カードは A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）

ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を電子メールで送付しますので、受験申込書に PDF 文書が受信可能な E-mail アドレスを必ず記載してください。

10 月 7 日（水）時点で E-mail が届いていない場合は、（2）の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号
兵庫県東京事務所（都道府県会館 1 3 階）
T E L 03-5212-9040

6 選考試験方法

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

〈面接試験〉

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（20 分程度）

※応募者多数の場合は、面接試験の前に書類審査を実施します。

不合格者へは、面接試験の案内は行いません。

(2) 面接試験日

令和 8 年 10 月 8 日（木）※試験時間は申込受付者に別途ご連絡いたします。

(3) 試験会場

兵庫県東京事務所（〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 丁目 6 番 3 号）

7 合格発表

令和 8 年 10 月中旬頃に兵庫県ホームページ（採用試験のページ「任期付職員、会計年度任用職員等採用選考」）に各試験の合格者の受験番号を掲載します。

なお、面接試験の結果については、後日文書で通知します。

8 勤務条件等

※各試験共通

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	237,705 円（給料月額 206,700 円、地域手当 31,005 円[15%]※1）～ ※2
大学卒	273,240 円（給料月額 237,600 円、地域手当 35,640 円[15%]※1）～ ※2
上 限	308,545 円（給料月額 268,300 円、地域手当 40,245 円[15%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

東京事務所で勤務する場合、支給割合は給料月額の 15% です。

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 社会保険

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の適用を受けます。なお、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）については、正規職員と同様に、適用されません。

(4) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(5) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて最大 10 日間となります。その他、任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給/無給）の適用があります。

(6) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。